

- 物品の調達は、リース・レンタルを優先し、購入による調達は、原則、大会レガシーとして後利用が可能なものに限定
- 財産処分を適正に実施するため、2名の外部委員が加わる「財産管理処分委員会」を設置して、処分方法等を決定
- 財産処分の優先順位は、財産管理処分規程により、①有償譲渡、②無償譲渡、③再生利用、④廃棄と規定
※ただし、公費を活用して取得した財産の処分については、支出元との協議を踏まえて決定

財産管理処分委員会の開催状況

【委員構成（5名）】

事務次長、総務部長、財務部長

弁護士（外部委員）、公認会計士（外部委員）

○ 第1回（令和7年8月25日）＜大会前＞
：競技用備品や医療備品等9件の処分を付議

○ 第2回（令和7年12月22日）＜大会後＞
：大会記念銘板等2件の処分を付議

→ 委員会の審査概要はHPで公表

財産処分の状況

有償譲渡：1件（未使用消耗品の売却）

無償譲渡：8件（右記一覧表のとおり）

廃棄：2件（医薬品・医療用消耗品の廃棄）

無償譲渡案件の一覧

譲渡数量は計1,481点、譲渡先は計94箇所

都費が充当される財産等であり、大会レガシーとしてスポーツ振興等を目的に活用される物品
→ 都立施設等に無償譲渡（都が事務局となる契約・調達管理会議でも重層的にチェック）

品名	数量	譲渡先	譲渡完了時期
投てき器具 (砲丸、円盤、ハンマー、やり)	346	スポーツ推進本部（スポーツ施設1か所）計16か所 港湾局（大井陸上競技場）、教育庁（都立学校14校）	R7年11月
競技用備品 (ハードル、マット運搬車、踏切板 他48品目)	506	スポーツ推進本部（スポーツ施設8か所）計57か所 港湾局（大井陸上競技場） 建設局（代々木公園陸上競技場）、教育庁（都立学校47校）	R7年11月
ウェイトトレーニング機器 (スクワットラック 他30品目)	487	スポーツ推進本部（スポーツ施設6か所）計36か所 港湾局（大井陸上競技場）、教育庁（都立学校29校）	R7年11月
業務用エアコン	3	港湾局（大井陸上競技場）計1か所	R7年10月
落雷抑制型避雷設備	8	建設局（代々木公園陸上競技場）計1か所	R7年9月
医療備品 (車いす、メッシュ担架 他11品目)	129	スポーツ推進本部（スポーツ施設12か所）計27か所 港湾局（大井陸上競技場）、教育庁（都立学校14校）	R7年11月
大会記念銘板	1	(独)日本スポーツ振興センター 計1か所	R8年1月
マスコット銅像（都費非充当）	1		

※ 譲渡数量内訳：都立学校 775点(52%) 都立スポーツ施設等 704点(48%) その他 2点